

1 市の概要

人口	79,831人
保護率	1.2%

※人口、保護率は、平成31年4月現在

2 実施状況（H30年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	18.3
プラン作成件数人口10万人当 (件) 一月当たり	8.0
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	3.3
就労・増収率(%)	78.1

4 事業実績（H30年度）

のべ 相談者件数	新規 相談者数	プラン 件数	他機関へ つなぐ	相談のみ	中断
2923件	175人	77件	41人	57人	6人

※のべ相談件数とは、新規相談に限らず、これまでから継続支援している相談者の一日当たりの相談件数を積み上げたもの

2 実施方法について

実施方法	直営(生活支援相談センター)
事業費	9,421千円(平成31・令和元年度)
運営 (直営)	<p>○平成27年1月よりモデル事業として「生活相談窓口」を開設。法施行の平成27年4月から「生活支援相談センター」と名称も変更し、4名体制で運営している。</p> <p>○平成28年4月には、債権管理課で実施していた「家計相談支援事業」を生活支援相談センターに移管を受け、事業を実施している。</p> <p>○生活支援相談センターが市役所内にあることにより、様々な手続きが同時に出来ることや、各関係部署との調整もしやすい体制となっている。</p>
事業概要	<p>○所長、主任相談支援員、相談支援員（兼家計改善支援員）2名の4名体制。</p> <p>○市役所の各窓口で生活面で困っている方には、生活支援相談センターに案内してもらうように周知を図っており、相談件数のうち半数が、関係部署からの相談となっている。</p> <p>○債権管理課とは、連携の強化を図り、生活の立て直しが必要な方を、生活支援相談センターで支援することにより、滞納者が抱えている問題を一つ一つ解決しながら、生活状況にあった滞納金の返済につなげている。</p>

5 事業実施のポイント ～債権管理部署と協働で支援～

Point

本市の債権管理（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料）は、「正義と思いやり」を基本方針とし、払える方には、その義務を果たしていただく一方で、低収入や失業、家計管理に課題があり支払うことが出来ない方には、生活支援相談センターにつなぐことにより、滞納者の生活の立て直しを行い生活再建を図っている。本市ではこれを「生活再建型債権回収」と呼んでいる。



6 取り組んで良かったこと

結果的に納付基盤を整え、滞納債権を回収するとともに、新たな滞納発生の予防が図られること。